

指 定 確 認 検 査 機 関 票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指 定 の 番 号	国土交通省 四国地方整備局長 第 1 号	
指 定 の 有 効 期 間	令和 8 年 6 月 24 日 から 令和 13 年 6 月 23 日まで	
機 関 の 名 称	株式会社評価審査機構	
主たる事務所の住所	香川県高松市サンポート2番1号	電話番号 087-802-5612
代 表 者 氏 名	代表取締役 岩澤 正悟	
業 務 区 域	徳島県及び香川県の全域	
指 定 区 分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)第15条第一号から第十四号の二に定める区分	
取 り 扱 う 建 築 物 等	建築確認等(法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認及び法第18条第4項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による審査をいう。)、中間検査(法第7条の4第1項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。))及び法第18条第32項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)の検査をいう。)、完了検査(法第7条の2第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。))及び法第18条第23項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の検査をいう。))及び仮使用認定(法第7条の6第1項第2号(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。))及び法第18条第38項第2号(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定をいう。))とし、そのうち建築物は延べ面積が二千平方メートル以内のものに限る。	
実 施 す る 業 務 の 態 様	建築確認・中間検査・完了検査及び仮使用認定	

備考

- 1「指定区分」の欄には、指定確認検査機関が法第77条の24第1項の確認検査員を選任しない場合は、指定区分及びその旨を記載すること。
- 2「取り扱う建築物等」の欄には、当該指定確認検査機関が指定区分のうち確認検査の業務の範囲として確認検査の業務の対象とする建築物等として確認検査業務規程において定めるものを記載すること。
- 3「実施する業務の態様」の欄には、建築確認又は完了検査若しくは中間検査の別を記載すること。
- 4 標識を事務所において公衆に見やすいように掲示する場合における当該標識の大きさは、縦45cm以上、横35cm以上とすること。